2020年４月から特定の法人について電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- ○**資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が１億円を超える法人**
- ○**相互会社**（保険業法）
- ○**投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- ○**特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

一部の手続とは

健康保険 厚生年金保険	○**被保険者報酬月額算定基礎届** ○**被保険者報酬月額変更届** ○**被保険者賞与支払届**
労働保険	○**継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する**以下の申告書 ・**年度更新に関する申告書**（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書） ・**増加概算保険料申告書**
雇用保険	○**被保険者資格取得届** ○**被保険者資格喪失届** ○**被保険者転勤届** ○**高年齢雇用継続給付支給申請** ○**育児休業給付支給申請**

（注意事項）

1　2020年４月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。

2　社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。

3　以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。

(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合

(2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎詳細については、健康保険(協会けんぽ管掌の事業所に限る)・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。

厚生労働省